

人権ほっと30年4月号

「合理的配慮（自閉症・情緒障がい編）」

大阪教育大学教授

井坂行男

自閉症や情緒障がいの子どもたちについて説明します。

ます。また、自閉症スペクトラム障がいのある子どもの場合には知的障がい比較的重い学校で学ぶことも選択されま

自閉症は社会性やコミュニケーションの発達の遅れ、反復的な行動や限定された興味、感覚過敏等の多様な特性を有する状態像が生じます。近年では知的発達の遅れを伴わない高機能自閉症や言語発達の遅れも伴わないアスペルガー障がい等を含む総称として、自閉症スペクトラム障がいとも呼ばれています。

子どもたちには安心してできる教室環境や持っている力を発揮できる環境の調整が必要です。子どもたちの不安や分りにくさを解消して、自尊心や自己肯定感を高めるための工夫や配慮が求められます。

情緒障がいは情緒の現れ方を自分の意思ではコントロールできない状態が続いて、学校生活や社会生活に課題が生じる状態になります。心理的な要因によって社会的適応が困難になり情緒不安が顕著になると選択性かん黙や不登校等の状態が生じます。

これらの子どもたちの多くは小学校や中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級や通級指導教室でも学んでい

通常の学級で共に学び合うために必要な合理的配慮は写真や模型等の視覚を活用した情報提供や扱いやすい道具や補助具の活用、実際の経験を増やすことや学習内容を言葉による説明だけでなく分かりやすくまとめた図表等も併用すること、クールダウン等の場所の確保、カウンセリング的な対応等です。

一人ひとりの子どもたちが互いの個性や特性と出会い、理解し合いながら、共に学びを深められる場こそが学校の教室なのではないでしょうか。